別紙1

**調査票及びチェックシート**

**１．事業対象施設名**

**２．新規　・　更新　（認証番号：　　　　　　号）（新規又は更新のいずれかに印を付し、更新の場合には、前回認証番号を付してください。）**

**３．調査立合者（所属、役職、氏名）**　①　　　　　　　　　　　　　　　　②　　　　　　　　　　　　　　　　　③

**４．調査項目　(はい・いいえ欄の該当する方に○印をし、根拠資料名等を記述して下さい。なお、いいえの場合、理由等も記入してください。)**

**５．資料として、①動物福祉に関する組織図、②関係規程類（申請時提出資料の改編あるいは申請時未提出資料がある場合）、③施設の立地図、④施設の平面図、⑤現地での説明資料リストを添付してください。**

**６．調査員記入欄は記入しないでください。**

**７．調査票は、このワードファイルで提出してください。**

|  |
| --- |
| 調査員記入欄  　　　調査日：令和　　年　　　月　　日（　　）～　　日（　　）  　　　面談者名：  施設の事業内容：生産販売／受託飼育／受託試験／仕入販売／輸送／抗体作製／請負派遣／レンタル実験室／その他（　　　　　　）  実験動物管理者名：  調査員名：（主査）　　　　　　　　　　　　　　　　調査員名  　　　記入年月日：令和　　年　　月　　日 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項目** | **設問事項** | **飼養保管等基準等対応主項目** | **はい** | **いいえ** | **根拠資料名等** | **（調査員記入欄）** |
| 1.組織・体制の整備 | ① 規程指針の策定  「動物愛護管理法」、「飼養保管等基準」、「殺処分指針」、「日動協福祉指針」、「日動協福祉手引き」に則して、実験動物福祉に関する規程や指針等が定められているか？  （機関名が記載されているか？生産施設が複数存在する場合、共通のものと個別のものに整理されているか？機関の長の責務が明記されているか？機関の長の権限委譲については、権限委譲の範囲が明文化されているか？飼養保管等基準に則って用語が定義されているか？申請・報告に使用する様式の宛先や承認者は適切か？規程の改廃について定められているか？） | 第1.3 |  |  |  |  |
| ② 委員会の設置等  「飼養保管等基準」、「日動協福祉指針」、「日動協福祉手引き」に則して、実験動物の飼養保管に関する指導等を行う委員会が設置されているか？又は、その機能はあるか？  （委員会の構成は適切か？各委員会の位置づけを明示した組織図が作成されているか？委員会の役割は適切か？委員会の開催方法、成立要件、議決要件、記録と保存について定められているか？） | 第1.3 |  |  |  |  |
| ③ 関係団体等との連携  日動協等の関連団体との連携を図り、動物福祉の体制整備を進めているか？ | 第1.3 |  |  |  |  |
| ④ 実験動物管理者等の設置  規程や指針等において管理者及び実験動物管理者の設置が明記され、さらにその責務・役割が明記されているか？ | 第2.  (4)(5)  第3. |  |  |  |  |
| ⑤ 組織・体制の機能  組織・体制は機能しているか？  定期的に自己点検・評価が行われ、委員会での審議と機関の長への報告を経て、その結果が「日動協情報公開指針」に基づいて公表されているか？外部の機関等による検証又は認証を受けているか？  （各委員会の議事録等は保存されているか？又、責任者によって確認作業が行われているか？) | 第1.4  日動協情報公開指針 |  |  |  |  |
| 2.飼育管理体制 | ① 組織指揮命令系統の明確化  飼育管理を行う組織や指示命令系統は明確か？ | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ② 飼育管理手順の明確化  飼育管理の標準操作手順書は定められているか？ | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ③ 上記実施の確認  飼育管理が標準操作手順書どおりに実施されていることを飼養者以外によって確認しているか？ | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ④ 飼育管理の記録保存  飼育管理の記録が保存されているか？又、飼育管理日報等は飼養者以外によって確認されているか？ | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ⑤ 異常時の記録と連絡体制の整備  動物又は飼育環境に異常が発見された場合の記録や連絡体制等が明確になっているか？ | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ⑥ 担当者以外の定期点検  実験動物管理者や獣医師等の飼養者以外の者による定期的な点検が行われているか？  また、点検結果を踏まえた改善措置等は行われているか？ | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| 3.動物の飼育・健康管理 | ① 給餌、給水の方法  飼料や飲水の品質、給餌、給水の方法等が定められているか？ | 第3.1(1)  ア |  |  |  |  |
| ② 実験目的以外の傷害、疾病予防措置  実験目的以外の傷害や疾病等を予防しているか？  （動物の定期的な健康診断が行われているか？動物の健康管理について標準操作手順書は定められているか？） | 第3.1(1)  イ |  |  |  |  |
| ③ 実験目的以外の傷害、疾病治療措置  実験目的以外の傷害や疾病等に対して治療等を実施しているか？  治療記録が保存されているか？ | 第3.1(1)  イ |  |  |  |  |
| ④ 検疫順化の実施  施設への動物の導入に際し、検疫や順化が行われているか？  （受託飼育や購入の場合、相手先による検疫やワクチン接種の記録等が確認されているか？検疫記録が保存されているか？） | 第3.1(1)  ウ |  |  |  |  |
| ⑤ 微生物モニタリングの実施  微生物モニタリングを実施しているか？  検査記録が保存されているか？ | 第3.1(1)  ア |  |  |  |  |
| ⑥ 異種又は複数飼育への配慮  異種又は複数の動物を飼育する際に、組み合わせや動物数に配慮されているか？ | 第3.1(1)  エ |  |  |  |  |
| 4.施設・設備 | ① 特性に応じた広さ空間の確保  飼育設備は、動物の生理、生態、習性に応じた広さと空間を備えているか？  （実験動物福祉の観点から、ケージサイズと収容匹数が社内基準として定められているか？その基準の根拠は何か？） | 第3.1(2)  ア |  |  |  |  |
| ② 適切な温湿度、換気、照明  飼育室は、適切な温度、湿度、換気、明るさ等の環境条件を保つことのできる設備・構造か？  （環境条件が社内基準として定められているか？記録の保存はあるか？） | 第3.1(2)  イ |  |  |  |  |
| ③ 清掃・消毒が容易な構造  飼育室や実験室等の床、内壁、天井及び飼育設備は、清掃及び消毒が容易な構造か？ | 第3.1(2)  ウ |  |  |  |  |
| ④ 洗浄消毒等衛生設備の設置  飼育器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備は設置されているか？  （点検記録は保存されているか？） | 第3.2 |  |  |  |  |
| ⑤ 危険な障害物等の排除  飼育設備には、動物に傷害を起こしやすい突起物、穴、くぼみ、斜面等は無いか？ | 第3.1(2)  ウ |  |  |  |  |
| ⑥ 実験動物が逸走しない施設  施設や飼育設備は、動物が逸走しない構造及び強度を有しているか？ | 第3.3(1)  ア |  |  |  |  |
| ⑦ 破損個所の補修等  施設や設備に補修すべき破損箇所は無いか？ | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ⑧ 衛生動物、昆虫の侵入防止対策  衛生動物や衛生昆虫の侵入防止対策や生息状況の調査等が行われているか？調査記録は保存されているか? | 第3.2 |  |  |  |  |
| ⑨ 施設の定期点検  施設や設備の定期点検を実施しているか？記録の保存はあるか？  （施設及び大型設備機器の補修・更新計画があるか？圧力容器等の法定点検が実施されているか？） | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ⑩ 施設廃止時の取扱い  施設全体を廃止する際の手続き及び動物の取扱いについて定められているか？ | 第3.7 |  |  |  |  |
| 5.教育訓練 | ① 従事者への教育訓練の実施  実験動物管理者、実験実施者、飼養者への教育訓練が実施されているか？社外利用者に対する教育訓練が実施されているか？ | 第3.1(3) |  |  |  |  |
| ② 教育訓練年間計画策定  教育訓練の年間計画が定められているか？ | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ③ 教育訓練の項目・方法の定め  教育訓練の項目や方法が定められているか？  （法令等・機関内規程、実験動物の取り扱い・飼養保管、安全管理、人獣共通感染症、施設・設備の利用等の項目を含んでいるか？） | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ④ 日動協等研修会への参加  実験動物管理者や飼養者等を日動協等が開催する社外研修会に参加させているか？ | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ⑤ 実施記録、受講記録の保存  教育訓練の実施記録や研修の受講記録が保存されているか？  （個人ごとに記録が作成されているか？） | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| 6.生活環境の保全 | ① 死体、汚物等廃棄物の適切処理  動物の死体や汚物等の廃棄物は、適切に保管並びに処理が行われているか？  標準操作手順書が定められているか？  （マニフェストの交付・保管あるいは焼却施設の届出等が行われているか？排水処理は適切か？） | 第3.2 |  |  |  |  |
| ② 微生物等による環境汚染防止  微生物等による環境汚染防止対策が行われているか？ | 第3.2 |  |  |  |  |
| ③ 悪臭、害虫等の発生防止  悪臭や害虫の発生等による周辺環境への悪影響を防止する対策が行われているか？  周辺住民からの苦情等は無いか？ | 第3.2 |  |  |  |  |
| ④ 騒音防止  騒音による周辺環境への悪影響を防止する対策が行われているか？ | 第3.2 |  |  |  |  |
| 7.危害防止 | ① 従事者の定期的健康診断  実験動物に由来する疾病を予防するため、飼養者等に必要な健康管理が行われているか？  （定期健康診断及び特殊健康診断が行われているか？アレルギー対策が行われているか？） | 第3.3(1)  イ |  |  |  |  |
| ② 安全な作業環境・方法の確保  安全な作業環境及び作業方法が確保されているか？  労働安全衛生法に則した巡視や点検が行われているか？ | 第3.3(1)  ウ |  |  |  |  |
| ③ 傷害、疾病発生時の連絡体制  動物による傷害や疾病発生時の緊急連絡体制を定め、掲示等で明示されているか？指定病院等が定められているか？ | 日動協福祉手引き |  |  |  |  |
| ④ 部外者の立入り制限等  業務に無関係な者に対し、施設への立ち入りを制限しているか？ | 第3.3(1)  カ |  |  |  |  |
| ⑤ 危険動物等逸走時の対応  危険動物等（カルタヘナ法等適用動物を含む）が施設外に逸走した場合の関係行政機関への連絡体制は明確か？ | 第3.3(3) |  |  |  |  |
| ⑥ 自然災害等緊急時の対応  自然災害や火災等の緊急時のマニュアルや対応計画は定められているか？緊急連絡網はあるか？  飼育設備の地震対策に注意を払っているか？自家発電機の設備や水・飼料等の備蓄はあるか？ | 第3.3(4) |  |  |  |  |
| ⑦ 動物由来疾病等の情報収集と教育  人獣共通感染症に関する知識の習得や情報の収集が行われているか？教育訓練が行われているか？ | 第3.4 |  |  |  |  |
| 8.記録管理 | ① 実験動物の記録台帳の整備  実験動物の記録台帳は整備されているか？（動物数や健康状態、繁殖履歴など）  責任者による記録内容や点検・確認が適切に行われているか？ | 第3.5 |  |  |  |  |
| ②　危険動物等への識別措置  危険動物等（カルタヘナ法等適用動物を含む）の個体識別措置がとられているか？ | 第3.5 |  |  |  |  |
| 9.輸送・  保管・  販売 | ① 輸送時間の短縮化  できるだけ短時間で輸送が行われているか？ | 第3.6ア |  |  |  |  |
| ② 輸送中の適正な給餌給水  輸送期間中、必要に応じて給餌、給水が行われているか？ | 第3.6イ |  |  |  |  |
| ③ 輸送中の換気、温度管理  輸送車両等の換気や温度管理が行われているか？ | 第3.6イ |  |  |  |  |
| ④ 適切な輸送容器の使用  輸送容器等は動物の健康や安全確保、逸走防止のために必要な構造や規模を有しているか？  （日動協輸送手引きに準拠されているか？） | 第3.6ウ |  |  |  |  |
| ⑤ 輸送状況記録の保管  輸送状況（出発時刻、到着時刻、輸送ルート、輸送容器数、換気状況、温度、湿度、動物の異常の有無等）の記録が保管されているか？ | 第3.5 |  |  |  |  |
| ⑥ 環境汚染防止(微生物、汚物)  動物の保有する微生物や汚物等による環境汚染を防止する措置がとられているか？ | 第3.6エ |  |  |  |  |
| ⑦ 販売動物の正確な情報提供  動物の販売に際して、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報が提供されているか？ | 第4.2 |  |  |  |  |
| ⑧ 輸送時の事故等対応計画  輸送時の事故等に対するマニュアルや対応計画が定められているか？ | 日動協輸送手引き |  |  |  |  |
| 10.その他 | ① カルタヘナ法等適用動物の取扱い  カルタヘナ法、外来生物法、動愛法・特定動物、感染症予防法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法等の適用を受ける動物の導入や取扱いについて、当該法令を踏まえ必要な措置を講じているか？  （行政への必要な手続きが行われているか？記録は保存されているか？） | 各法対応 |  |  |  |  |
| ② 麻酔薬等の取扱い  麻薬や向精神薬等の取扱いは適正に実施されているか？  （行政への必要な手続きが行われているか？記録は保存されているか？） |  |  |  |  |
| 11.生産及び安楽死 | ① 幼高齢動物の繁殖制限等  幼齢又は高齢の動物を繁殖の用に供していないか？また繁殖の回数は適切か？ | 第4.2 |  |  |  |  |
| ② 計画による生産数の適正化  安楽死させる実験動物の匹数を削減するため、生産計画と受注状況の定期的見直しを適切に行っているか？委員会で審議されているか？ | 殺処分指針  日動協福祉手引き  日動協安楽死指針 |  |  |  |  |
| ③ 安楽死の標準的な方法  日動協が定める標準的な安楽死法を実施しているか？動物種ごとの手順が定められているか？  死亡の判断（死の徴候）基準は明確か？ |  |  |  |  |
| ④ 安楽死実施環境等の整備  安楽死を行う環境や設備・装置は適切であるか？ |  |  |  |  |
| ⑤ 安楽死対象動物の明確化  安楽死させる対象動物の判定基準は明確か？ |  |  |  |  |
| ⑥ 安楽死担当者の明確化  実施担当者は明確か？  （日動協の「実験動物技術者資格」の取得者であるか？社内で技能認定した者であるか？） |  |  |  |  |
| ⑦ 安楽死実施記録の保存  安楽死の実施記録は保存されているか？ |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **項目** | | **設問事項** | 基本指針対応項目  農水省①  文科省②  厚労省③ | **はい** | **いいえ** | **根拠資料名等** | （調査員記入欄） |
| 12.動物実験等を行う施設 | 1)  組織・体制の整備 | ① 機関の長の明確化と責務の規定  機関の長が明確であるとともに、基本指針に適合する長の責務が規定されているか？（又は、1.①の規程指針に定められているか？） | ①第2.1  ②第2.1  ③第2.1 |  |  |  |  |
| ② 動物実験福祉規程の策定  基本指針に適合する動物実験に関する機関内規程が定められているか？（又は、1.①の規程指針に定められているか？） | ①第2.2  ②第2.2  ③第2.2 |  |  |  |  |
| ③ 動物実験委員会の設置等  基本指針に適合する動物実験委員会又はこれに相当する委員会が設置されているか？  動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者及びその他学識経験を有する者で構成されているか？  （委員の役割が規定され、適正であるか？又は、1.②の委員会に含まれているか？） | ①第3.1　3.2　3.3  ②第3.1　3.2　3.3  ③第2.3　4.2 |  |  |  |  |
| ④ 動物実験計画の審査承認結果把握の体制  動物実験計画の審査、承認、実施結果把握の実施体制が定められているか？  （動物実験等に該当する動物への処置（微生物モニタリングや実験動物の品質管理上の採材等を含む）について手続きがとられているか？） | ①第2.3　2.4  ②第2.3　2.4　3.2  ③第2.4　2.5　3.2 |  |  |  |  |
| ⑤ 安全管理に注意が必要な動物実験体制  遺伝子組換え動物実験、感染動物実験、麻薬・向精神薬使用実験、有害物質・特定化学物質使用動物実験、放射線使用実験等安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているか？  （関連委員会の間で情報共有されているか？） | ①第4.2  ②第4.2  ③第5.2 |  |  |  |  |
| 2)  動物実験の実施状況 | ① 受託試験に関する文書の取交し  受託試験の実施に際し、実験動物の飼養保管や動物実験等について、依頼元と受託機関の責任範囲を明記した文書が取り交わされているか？ |  |  |  |  |  |
| ② 受託実験計画の審査承認結果把握  動物実験計画書を依頼元が策定する場合は、その動物実験計画書を入手し、審査状況を把握しているか？ | ①第6.2　6.3  ③第7.2　7.3 |  |  |  |  |
| ③ 動物実験計画の策定時期  動物実験計画が動物実験等の開始前に、動物実験責任者により作成され、承認されているか？ | ①第2.3  ②第2.3  ③第2.4　3.1 |  |  |  |  |
| ④ 3Rsに基づいた動物実験計画の立案  動物実験計画は3Rsに基づき立案されているか？  （動物実験計画書に、代替法の検討、使用動物数と算出根拠、麻酔法、安楽死法、苦痛度分類、人道的エンドポイントなどの記入欄があるか？） | ①第4.1(1)  ②第4.1(1)  ③第5.1(1) |  |  |  |  |
| ⑤ 動物実験の適正な実施に関する措置  動物実験計画の実施結果の把握、教育訓練の実施その他動物実験実施者等の資質向上を図るための必要な措置を講じているか？  （3Rsに関する問題発生の有無を把握できる実施結果報告書が提出されているか？） | ①第2.4　2.5  ②第2.4　6.1  ③第2.5　2.6 |  |  |  |  |
| ⑥ 動物実験委員会の機能発揮  動物実験委員会は動物実験計画の審査、動物実験計画の実施結果に対する助言等の機能を果たしているか？  （動物実験委員会の議事録や持回り審査記録等は保存されているか？） | ①第3.2  ②第3.2  ③第4.1 |  |  |  |  |
| ⑦ 適切な施設等による動物実験の実施  動物実験が適切に維持管理された施設及び設備を用いて実施されているか？ | ①第4.1(2)  ②第4.1(2)  ③第5.1(2) |  |  |  |  |
| ⑧ 安全管理に注意が必要な動物実験の実施  遺伝子組換え動物実験、感染動物実験、麻薬・向精神薬使用実験、有害物質・特定化学物質使用動物実験、放射線使用実験等安全管理に注意を要する動物実験が安全に実施されているか？  （安全設備や防護具等の利用は適切か？事故等の発生は無いか？） | ①第4.2  ②第4.2  ③第5.2 |  |  |  |  |
| ⑨ 自己点検・評価・情報公開  基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開が「日動協情報公開指針」に基づいて実施されているか？  外部の機関等による検証又は認証を受けているか？ | ①第2.6　2.7  ②第6.2　6.3  ③第2.7　2.8  日動協情報公開指針 |  |  |  |  |

注）この調査票に於いては、省庁名、国及び当協会の指針等について、以下の省略表示を行っている。

1. 「動物の愛護及び管理に関する法律」を**「動物愛護管理法」**
2. 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省告示）」を**「飼養保管等基準」**
3. 「動物の殺処分方法に関する指針（環境省告示）」を**「殺処分指針」**
4. 「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」
5. 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」　　　　　　　　　　　　　を**「基本指針」**
6. 「厚生労働省における動物実験等の実施に関する基本指針」
7. 「実験動物生産施設等における動物福祉指針」を**「日動協福祉指針」**
8. 「実験動物の福祉に係る情報公開に関する指針」を**「日動協情報公開指針」**
9. 「実験動物の安楽死処分に関する指針」を**「日動協安楽死指針」**
10. 「実験動物福祉推進の手引き」を**「日動協福祉手引き」**
11. 「実験動物の輸送に関する手引き」を**「日動協輸送手引き」**
12. 「農林水産省」を**「農水省」**
13. 「文部科学省」を**「文科省」**
14. 「厚生労働省」を**「厚労省」**